

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
3月30日
(火曜日)

目次

告示
道路の区域の変更(道路整備課).....
道路の供用の開始(道路整備課).....



山口県告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 四三四号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字須々万本郷字原田一六四七の一地先から同市大字須々万奥字柚の木七三二の五地先まで	旧	最狭 七〇・四 最広 七〇・五	二一・一〇八・〇	

道路の種類 県道
路線名 下松鹿野線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字須々万本郷字新川一二五の二地先から同市大字明見六五四の一地先及び周南市大字須々万本郷字明見六五四の一地先から同市大字須々万奥字柚の木七三二の五地先まで	新	最狭 四八・二〇 最広 二九三・〇〇	一、一三三・〇 二〇三・一	起点の変更による。下松鹿野線の道路の区域の道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 藤生停車場錦帯橋線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字須々万本郷字新川一二五の二地先から同市大字同字二二五〇の一地先まで	新	最狭 一一七・三八 最広 一一三・八八	二五二・五 二五二・五	道路改良工事の完了による。
周南市大字須々万本郷字小井手六七七の一地先から同市大字須々万奥字柚の木七三二の五地先まで	旧	最狭 一九八・〇五 最広 二九三・〇〇	二五七・九 二五八・六	道路改良工事の完了による。

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市南岩国町五丁目一二の一地先から同市南岩国町四丁目一五三四の一地先まで	新	最狭 二一八・〇〇 最広 二一八・〇〇	一、〇四一・四	一般国道一八八号の道路の区域(重用)
岩国市南岩国町四丁目一五三四の一地先から同市川西一丁目八二八の一地先まで並びに同市南岩国町五丁目一二の一地先から同市藤生町三丁目一八の三六地先まで	新	最狭 四三・〇五 最広 三一五・五〇	四、三九四・〇 五三七・六	ダブルウェイ

平成二十二年三月三十日印刷

発行人所

山口県庁

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	新					旧				
			最狭	最狭	最狭	最狭	最狭	最狭	最狭	最狭		
岩国市藤生町三丁目一八の三六地先から 同市海士路町一丁目九八三の二地先まで	同市海士路町一丁目九八三の二地先から 同市御庄字久津神一〇九の一地先まで	同市御庄字久津神一〇九の一地先	九・五〇〇	一〇・八〇〇	一〇・八〇〇	二・二〇〇	三・五〇〇	八・八三三	二・二〇〇	二・二〇〇	八・七五九	一般国道一八号の道路の区域(重用)
岩国市藤生町三丁目一八の三六地先から 同市海士路町一丁目九八三の二地先まで	同市海士路町一丁目九八三の二地先から 同市御庄字久津神一〇九の一地先まで	同市御庄字久津神一〇九の一地先	九・五〇〇	一〇・八〇〇	一〇・八〇〇	二・二〇〇	三・五〇〇	八・八三三	二・二〇〇	二・二〇〇	八・七五九	一般国道一八号の道路の区域(重用)
岩国市藤生町三丁目一八の三六地先から 同市海士路町一丁目九八三の二地先まで	同市海士路町一丁目九八三の二地先から 同市御庄字久津神一〇九の一地先まで	同市御庄字久津神一〇九の一地先	九・五〇〇	一〇・八〇〇	一〇・八〇〇	二・二〇〇	三・五〇〇	八・八三三	二・二〇〇	二・二〇〇	八・七五九	一般国道一八号の道路の区域(重用)
岩国市藤生町三丁目一八の三六地先から 同市海士路町一丁目九八三の二地先まで	同市海士路町一丁目九八三の二地先から 同市御庄字久津神一〇九の一地先まで	同市御庄字久津神一〇九の一地先	九・五〇〇	一〇・八〇〇	一〇・八〇〇	二・二〇〇	三・五〇〇	八・八三三	二・二〇〇	二・二〇〇	八・七五九	一般国道一八号の道路の区域(重用)
岩国市藤生町三丁目一八の三六地先から 同市海士路町一丁目九八三の二地先まで	同市海士路町一丁目九八三の二地先から 同市御庄字久津神一〇九の一地先まで	同市御庄字久津神一〇九の一地先	九・五〇〇	一〇・八〇〇	一〇・八〇〇	二・二〇〇	三・五〇〇	八・八三三	二・二〇〇	二・二〇〇	八・七五九	一般国道一八号の道路の区域(重用)

山口県告示第五百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

山口県知事 二井 関成

四一般国道	周南市大字須々万本郷字明見六五四の一地先から 同市大字須々万奥字柚の木七三二の五地先まで	平成二十二年三月三十日
-------	---	-------------

下松鹿野線	周南市大字須々万本郷字新川二二五七の二地先から 同市同大字 同字二二五三の一地先まで	平成二十二年三月三十日
-------	---	-------------